

## 報告第1号

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

地方自治法第180条第1項の規定により、「損害賠償の額の決定及び和解について」を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月3日提出

愛西市長 日 永 貴 章

\* 市長の専決処分事項の指定について

- 1 その目的の価額が1件60万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- 2 1件60万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

## 別紙

番号	事 故					損害賠償 の額
	専決処分 年月日	場 所	概 要	相手方の 住所氏名	所属 (氏名等)	
	発生年月日					
1	令和 4. 1. 17	愛西市江西町宮東地内	愛西市江西町宮東地内の路上で、市有自動車 が直進するとき、安全確認が不十分であったため、左方から直進してきた軽貨物自動車と衝突し、相手方に物的損害を与えたもの	[REDACTED]	総務課 ( [REDACTED] )	40,991 円
	令和 3. 11. 1					
2	令和 4. 1. 28	愛西市給父町北部地内	市道 6020 号線に設置する高さ制限の規制標識等に誤りがあり、高さ制限ゲートを通じた特殊用途自動車の赤色回転灯を破損させ、相手方に物的損害を与えたもの	[REDACTED]	土木課 (所管)	201,080 円
	令和 3. 10. 25					